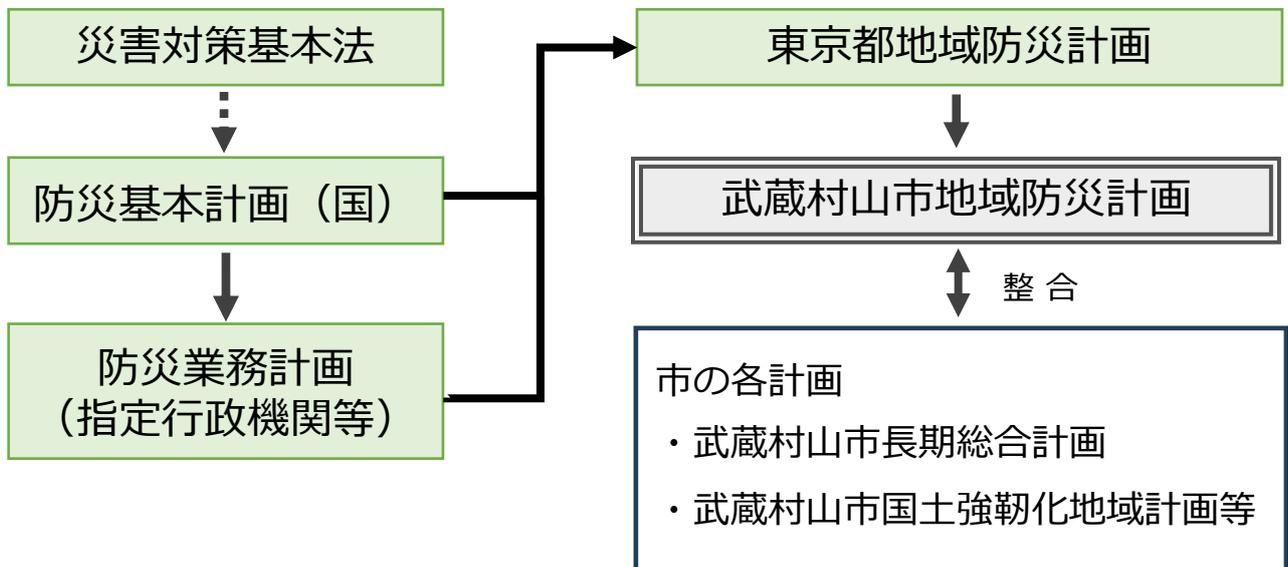


# 武蔵村山市地域防災計画 【素案の概要】

## 地域防災計画とは

災害対策基本法第42条に基づき、市町村が防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画で、国の防災基本計画、東京都地域防災計画、及び防災関係機関が作成する防災業務計画と整合性を図るものです。

地域防災計画には、その地域の実情に即して発生する可能性のある災害を対象に、平常時の予防対策、災害発生後の災害応急対策と復旧・復興対策等の災害対策について、総合的かつ基本的な事項を定めます。



## 今回の修正背景

### ○ 前回修正後の上位計画等の変更

武蔵村山市地域防災計画は、災害対策基本法の改正や東京都地域防災計画の改定等を踏まえて、令和4年3月に必要な見直しを行いました。

前回の計画修正の後、令和4年5月に東京都から新たな被害想定が公表され、翌令和5年度に「10年間の変化を踏まえた課題」、「減災目標の設定」、「減災目標の達成のための指標や主な取組」を前提とした東京都地域防災計画の見直しが実施されたことから、東京都地域防災計画と武蔵村山市地域防災計画の整合を図る必要が生じたため修正しました。

### ○ 災害から得られた教訓の反映

前回の地域防災計画修正以降、能登半島地震や令和4年8月の大雨等をはじめ、全国各地で多くの災害が発生しました。これらの災害で明らかになった新たな課題や教訓を地域防災計画に反映させて、次の災害に備える必要があるため修正しました。

## 計画の構成

地域防災計画は次の第1編から第5編と資料編により構成されています。

### 第1編 総則（第1章から第7章まで）

多摩東部直下地震による被害想定、減災目標、市及び関係防災機関の役割、風水害の危険性等を記載しています。

### 第2編 災害予防計画（第1章から第4章まで）

市及び防災機関が行うべき災害予防対策、市民及び事業所等が行うべき対策等を整理しています。

### 第3編 災害応急復旧計画

#### 第1部 震災応急復旧計画（第1章から第18章まで）

地震発生後に市及び防災機関がとるべき応急・復旧対策や災害救助法の適用等の災害発生直後の対応を記載しています。

#### 第2部 風水害応急復旧計画（第1章から第17章まで）

風水害の警戒段階での事前対応、風水害の発生後に市及び防災機関がとるべき応急・復旧対策等を記載しています。

#### 第3部 大規模事故災害応急復旧計画（第1章から第5章まで）

大規模事故災害の応急復旧対策、大規模火山噴火への応急措置、複合災害への対応について整理しています。

### 第4編 災害復興計画（第1章から第3章まで）

被災者の生活再建や復興を図るための対策を記載しています。

### 第5編 南海トラフ地震対策計画（第1章から第6章まで）

南海トラフ地震関連情報発表時の対応措置等について記載しています。

### 資料編

災害対応に関連するデータ、例規、様式等を記載する予定です。

## 修正方針 1 上位計画・被害想定等の反映

上位計画・関連計画等の反映を行います。

### 1 被害想定の更新

東京都は、中央防災会議における見解や発生確率等を踏まえ、令和4年5月25日に開催した東京都防災会議において承認を受け、「東京の新たな被害想定」を公表しました。

地域防災計画を修正するに当たり、公表された想定地震のうち、発生確率が高く、本市に最も被害が発生する確率が高い「多摩東部直下地震（M7.3）発生確率約70%」を想定し計画を修正します。

また、海溝型地震のうち「南海トラフ巨大地震（M8～9）発生確率約90%」についても、発生確率が高いことから、対応策を引き続き記載します。

風水害においては、令和6年2月に洪水浸水想定区域が指定されたことから、当該区域内にある要配慮者利用施設を掲載し、避難確保計画の策定を義務付ける整理を行います。

### 《主な修正箇所》

#### 【第1編 総則 第5章 被害想定 第1節 地震被害想定（総則P.18）】

「東京の新たな被害想定」を基に建物被害の規模や避難者数等の内容を更新しました。

#### 【参考】現行計画と今回修正する計画の想定地震による被害の比較

項目	今回（令和4年）	前回（平成24年）
種類	多摩東部直下地震	多摩直下地震
震源	多摩地域東部	多摩地域
規模	M7.3	M7.3
震源の深さ	約30～40km	約20～30km
建物全壊	232棟	438棟
建物半壊	1,089棟	1,587棟
火災延焼	452棟	1,561棟
死者	19人	48人
負傷者	253人	412人
避難者	7,546人	14,939人

**【第1編 総則 第5章 被害想定 第2節 風水害にかかる災害指定区域（総則P. 22）】**

令和6年2月15日に残堀川、空堀川が水防法の指定を受けました。これに伴い、浸水予想区域が洪水浸水想定区域として指定されたことについて、内容を更新しました。

**2 東京都地域防災計画との整合を図ります。**

東京都は、令和4年5月に公表された「東京の新たな被害想定」、「10年間の変化を踏まえた課題」、「減災目標の設定」、「減災目標の達成のための指標や主な取組」を踏まえ東京都地域防災計画を修正し、令和7年5月には火山噴火災害に関する事項について、令和5年12月に策定した「大規模噴火降灰対応指針」を踏まえ東京都地域防災計画（火山編）を修正しました。

本修正を踏まえ、武蔵村山市地域防災計画において、減災目標の更新等を行います。

**《主な修正箇所》**

**【第1編 総則 第1章 地域防災計画の概要 第7節 防災DXの推進（総則P. 2）】**

東京都地域防災計画の減災目標を設定するに当たり、推進すべき事項として防災DXの推進が記載されたことから、本市の実態に合わせて防災DXの推進について追記しました。

**【第1編 総則 第7章 被害軽減と都市再生に向けた目標（総則P. 18）】**

**3 市の各計画及びマニュアル等との整合を図ります。**

武蔵村山市長期総合計画や、武蔵村山市第二次まちづくり基本方針、武蔵村山市災害時医療救護マニュアル等と、地域防災計画の整合を図るため修正します。

**《主な修正箇所》**

**【第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い都市づくり（予防P. 1）】**

更新された市の各計画の情報を更新しました。

**【第3編 災害応急普及計画 第1部 第8章 医療救護等対策（応急P. 55）】**

緊急医療救護所の設置に当たり、対応マニュアルが策定されたことに伴い、医療救護等対策について内容の更新を行いました。

## 修正方針 2 近年の実災害の課題や教訓の反映

近年発生した実災害による課題や教訓を反映します。

### 1 能登半島地震による課題や教訓を反映します。

能登半島地震では、避難所等におけるトイレの不足、水道や電気等のインフラ復旧の遅れ、道路や通信の被害による被災情報の把握の遅れ、応援対応が行われた際の調整不足や適切な人員配置等が図れなかった等の課題が抽出されました。

また、自治体による受援を受けるための体制整備が整っていない又は対応ができなかったことも課題として浮き彫りになりました。

これらのことを踏まえ、実災害における課題や教訓について、予防策や対応策の検討結果を地域防災計画に反映します。

### 《主な修正箇所》

#### 【第2編 災害予防計画 第3章 防災体制の整備 第6節 避難体制の整備（予防P. 38）】

避難所における居住スペースについて、スフィア基準\*1に関する事項を追記しました。

#### \*1スフィア基準とは

災害や紛争の被災者が尊厳ある生活を送るための人道支援活動における最低基準を定めた国際基準の通称になります。当該基準は避難所環境の改善に係る指標の一つとなっています。

#### 【第3編 災害応急復旧計画 第1部 震災応急普及計画 第9章 避難者対策 第2節 避難所の開設・運営 3 避難所の運営管理（応急P. 74）】

プライバシーや女性・子ども、言葉によるコミュニケーションが困難な被災者に係る配慮事項を避難所の運営管理方針として整理しました。

また、女性への配慮事項として、女性用トイレの数は、男女比1対3を目安として設置するよう追記しました。

#### 【第3編 災害応急復旧計画 第1部 震災応急普及計画 第9章 避難者対策 第5節 在宅避難者等への対応（応急P. 76）】

市が開設する避難所以外に避難する市民への支援について追記しました。

**【第3編 災害応急復旧計画 第1部 震災応急普及計画 第3章 応援協力・派遣要請  
第4節 受援（応急P. 39）】**

能登半島地震における受援対応に関する課題を踏まえ、受援体制と役割分担について整理し追記しました。

**2 令和4年8月の大雨等による課題や教訓を反映します。**

令和4年8月の大雨や、令和元年台風第19号においても要配慮者の被災や災害関連死等が多かったことから、避難所の運営管理に関する内容や災害ケースマネジメント等の必要性が課題として整理されました。

本市の計画においても、当該課題を踏まえた内容の修正を行います。

**《主な修正箇所》**

**【第2編 災害予防計画 第3章 防災体制の整備 第6節 避難体制の整備  
2 指定避難所の指定及び安全化 工（予防P. 39）】**

**【第2編 災害予防計画 第3章 防災体制の整備 第6節 避難体制の整備  
3 福祉避難所の指定及び安全化（予防P. 39）】**

**【第4編 災害復興計画 第3章 復興計画の策定 第4節 被災者の生活再建支援  
2 災害ケースマネジメントによる被災者の生活復興支援（復興P. 6）】**

過去の災害から、災害関連死を抑制するため、災害ケースマネジメント\*2に関する事項を整理して追記しました。

\*2災害ケースマネジメントとは

被災者の課題等の解消に向けてアウトリーチ等の手法を用い、継続的に支援することにより、自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組です。

**3 複合災害への対応を追加します。**

東京都は、令和4年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」において、大規模地震と大規模風水害や火山噴火、感染拡大等との複合災害が発生した時に起きうる事象を整理し、留意すべき事項を追記しました。

本市の計画においても、当該課題を踏まえ、内容の追記を行います。

**【第3編 災害応急復旧計画 第3部 大規模事故災害応急普及計画 第5章 複合災害への対応（応急P. 163）】**

## 修正方針 3 地域防災計画の実効性の向上

地域防災計画の実行性を向上させるための修正を行います。

### 1 災害対策本部体制における業務項目と役割分担を明確化します。

平時及び災害発生時に迅速かつ適切な対応を行うため、災害ごとに異なる対応を「誰が、いつ、何をするか」を明確化し、かつ、体制表に記載されている分掌事務に対して、優先順位、最低人員、活動開始目標、継続時間を記載し、星取表を追加することにより実効性の向上を図ります。

#### 《主な修正箇所》

【第3編 災害応急復旧計画 1 災害対策本部体制表（応急P. 2）】

### 2 配備態勢の移行及び解除に関する事項を明確化します。

応急復旧対応に関する配備態勢の移行及び解除に関する考え方を明記しました。

#### 《主な修正箇所》

【第3編 災害応急復旧計画 第1部 震災応急復旧計画 第1章 初動態勢  
第1節 市職員の初動態勢（応急P. 13）】

### 3 特命班を新設します。

災害発生時における市の災害応急対応力の強化を目的として、災害対策本部の直下に、新たに特命班を設置し対応の迅速化を図ります。

特命班は、災害対策本部の機能の中で、特に重要な情報処理、連絡調整、被災者支援、物資調達機能を強化するように整理しました。

#### 《主な修正箇所》

【第3編 武蔵村山市災害対策本部 2 特命班（応急P. 6）】

### 4 地域防災計画の構成の見直し等を行います。

対応すべき事項が混在していたため、それぞれ予防計画、応急復旧計画、復興計画として計画内で整理を行います。

また、各ページの上部に編・章・節を明記し、章ごとに活動開始目標や担当部署を明記することにより、役割分担の明確化を図りました。